

ま え が き

「海外情勢報告」は、諸外国の労働情勢及び社会保障情勢全般に関する情報を、厚生労働省が取りまとめ、公表しているものです。構成は「特集」と「定例報告」からなります。

「特集」では、昨今日系企業の進出が目覚ましいアジア諸国における雇用管理法制、特に解雇法制を中心として取り上げることとし、中国、インド、インドネシア及びタイにおける、企業が労働者を解雇する場合の要件や手続き、労働者による不服申立ての仕組み等について紹介しています。

「定例報告」では、2016年の欧米及びアジア諸国の雇用・失業情勢及び労働・社会保障施策を紹介しています。

雇用・失業情勢については、2016年においても引き続き、米国及び英国の失業率は低下傾向にあり、特にドイツの失業者数は前年に続き1991年以来の最低水準となりました。他方、フランスを含むEU加盟国の失業率は依然として高く、25歳未満の高い失業率も引き続き大きな問題となっています。

労働・社会保障施策では様々な動きが見られました。

米国では、トランプ新大統領により、オバマ前政権が行った医療制度改革について廃止の方針が打ち出されています。

フランスでは、雇用の拡大や企業の競争力強化を目的に、企業レベルの労使合意により労働時間の調整を可能にする等を内容とした、労働法の改正が行われました。

ドイツでは「派遣労働及び請負契約に関する法律」が改正され、最大派遣期間の再設定等が行われることとなっています。また、「労働4.0(Arbeiten 4.0)」という、デジタル化社会の進展のなかでの新たな働き方の検討が進められています。

英国では、2016年4月より、2階建てであった公的年金制度を1階建てに再編する年金改革法が施行されたほか、福祉給付の給付上限の引下げ等が行われています。

中国では、企業に対する労働契約の締結状況や賃金支払状況等に関する監督と重大な違反を行った企業の公表に関する全国統一の取扱い基準が制定されました。また、「一人っ子政策」の廃止を盛り込んだ人口・計画生育法の改正がなされ2016年1月から施行されています。

インドネシアでは、社会保険制度への加入促進のため、日本の社会保険労務士制度を参考とした取組みが始まっています。

報告をまとめるに当たって、貴重な情報をお寄せいただいた方々に感謝の意を表します。

今回の報告が、海外の労働・社会保障情勢についてのみなさまの理解を深める上で参考になれば幸甚です。

2017年3月

厚生労働省大臣官房総括審議官 勝田智明